

## Ⅶ 特別支援学校の配置及び整備

### ＜第1期計画の推進期間における取組み＞

第1期計画（平成25年度～29年度）は、「群馬県特別支援学校の配置及び整備計画」（平成24年度～26年度）を継承して策定し、計画的な整備に取り組みました。また、平成29年3月には「特別支援学校の整備に関する実施方針<sup>Ⅶ1)</sup>」（以下「実施方針」という。）を策定して、高等部設置等の一部の取組については早期に取り組むこととしました。その概要は次のとおりです。

○ 未設置地域への特別支援学校の配置及び整備

義務教育段階の学校設置に取り組み、平成27年度の吾妻特別支援学校の開校により、未設置地域（藤岡、富岡、吾妻）を解消しました。

○ 市立特別支援学校の県立移管

伊勢崎市、館林市は平成25年4月、桐生市は平成29年4月に県立移管しました。他の3市（前橋市、高崎市、太田市）とも引き続き協議を継続しています。

○ 特別支援学校の再編等

「実施方針」に基づき、知的障害を併せ有し、医療的ケアの必要な肢体不自由の児童生徒を、平成30年4月から受け入れるために施設設備の改修や、職員研修の実施等、必要な体制の整備に取り組みました。

高等部については、未整備地域の段階的な解消に向けて、沼田地域の整備から着手していたところですが、「実施方針」に基づき、残る藤岡、富岡、吾妻の各地域についての計画については「段階的な整備」を見直し、平成30年4月の同時期開設するための体制整備に取り組みました。

また、通学負担軽減の一環として、二葉特別支援学校及び二葉高等特別支援学校にスクールバス5台を平成30年度から順次導入することとしました。

### 1 未設置地域解消後の特別支援学校の配置及び整備

#### 現状と課題

#### (1) 通学負担の軽減

義務教育段階の特別支援学校については、従来から設置が進んでいた中毛地域、

東毛地域に加え、第1期計画期間で、富岡甘楽、藤岡多野、吾妻の各地域への設置に取り組み、平成27年度の吾妻特別支援学校の開校をもって、未設置地域を解消することができました。

現在は、沼田、藤岡、富岡、吾妻には高等部がなく他地域へ通学していること、また、知的障害を併せ有し医療的ケアの必要な肢体不自由児の児童生徒は、主に二葉及び二葉高等特別支援学校、あさひ特別支援学校に通学しており<sup>Ⅶ2)</sup>、通学負担が大きいことが課題となっています。

## **施策の方向**

「身近な地域<sup>Ⅶ3)</sup>で学び、就労へ」「小規模校によるきめ細かな就労支援へ」が、群馬県の特別支援学校の特色です。この「群馬らしさ」を大切に、以下の方針に沿って取り組みます。

### **(1) 小学部から高等部段階まで身近な地域で学べる教育環境の整備**

通学距離を短くするため、生活の中心となる場所に設置し、通学負担が少ない教育環境を整備します。

### **(2) 複数の障害に対応した特別支援学校の拡充**

複数の障害のある児童生徒を受け入れていくことを考慮し、医療的ケアが実施できる指導・支援体制の整備に努めます。

### **(3) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境の整備**

障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いの理解を深め、共に学びを追求できるよう、できるだけ同じ場で共に学ぶ教育を推進するため、交流及び共同学習が実施しやすい環境づくりをしていきます。

### **(4) 地域の特別支援教育の拠点整備**

地域の特別支援教育のセンターとしての役割を担う特別支援学校の設置及び整備を行い、特別支援教育の拠点としていきます。

### **(5) 教職員の人事交流の推進**

地域の小・中学校等と特別支援学校との人事交流を行うことで、地域の小・中学校等の教員が特別支援教育に携わる機会を増やし、多くの教員が障害のある子どもたちへの理解を深めることにより、小・中学校等の子どもたちに、「共に学ぶ」という考えが普及するようにします。

# 事業計画

年度		29	30	31	32	33	34
		高等部整備	沼田特別支援学校 (小中高一体型の校舎の整備)	小中学部仮設校舎 校舎改築	小中学部仮設校舎で受入れ 新校舎で受入れ		
	藤岡特別支援学校 (高等部校舎新設) (体育館新設)	設計 引き	仮設校舎で受入れ 校舎新築 引き続き検討	新校舎で受入れ			
	富岡特別支援学校 (富岡東高校跡地)		富岡東高校跡地で30年度から受入れ 改修				
	吾妻特別支援学校 (吾妻高校跡地)		30年度から受入れ (小中学部校舎) 改修	吾妻高校跡地で31年度から受入れ			
医ケア※	伊勢崎特別支援学校		29年度から受入れ				
	伊勢崎高等特別支援学校	改修	30年度から受入れ				
	太田高等特別支援学校	改修 設計	30年度から受入れ (既存校舎) 増築	31年度から受入れ			
教室不足	館林高等特別支援学校		引き続き検討				
	伊勢崎特支、高崎特支、ほか		引き続き検討				
SB※	二葉・二葉高等特別支援学校			30年12月 2台、31年3月 2台 31年5月 1台			
	沼田、藤岡、吾妻、桐生等			導入・増車・更新等について検討			

※医ケア：知的障害を併せ有し、医療的ケアの必要な肢体不自由の児童生徒

※SB：スクールバス

## 2 市立特別支援学校の県立移管

---

### 現状と課題

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市には、昭和30年代から40年代にかけて、知的障害のある子どもを対象とした市立特別支援学校（小・中学部）が設置され、それぞれ特徴を持って運営されてきました。

この間、本県では、設置市に対して財政的な支援を行ってきました。

そして、平成23年度から、関係する6市と市立特別支援学校の県立移管の協議を開始し、合意がなされた伊勢崎市及び館林市については平成25年4月から、桐生市については平成29年4月から県立に移管しました。

今後も、残る3市と協議を継続し、県立特別支援学校としての運営に係る検討を継続します。

### 施策の方向

#### （1）義務教育段階の学校としての移管

義務教育段階（小・中学生年齢相当）の子どもを受け入れてきた市立特別支援学校について、設置する市と十分に協議を行い、条件面での合意を得られたところから、県立特別支援学校（小・中学部）として移管していきます。

#### （2）一人一人に応じた指導・支援の継続

県立移管に際しては現在の市立特別支援学校の特徴を生かしつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のより一層の充実を図ります。また、複数の障害のある子どもの受入れについて検討します。

#### （3）地域の特別支援教育のセンターとしての役割

地域における特別支援教育のセンターとしての役割を維持し、より発展させていくとともに、他の特別支援学校などとの学校間や教員間の円滑な連携を進め、様々な障害種別の特別支援教育に関する幅広い情報を共有できるようにして、地域の小・中学校等への助言や援助をより幅広く行っていきます。

#### （4）交流及び共同学習の推進

地域の小・中学校等との交流及び共同学習を引き続き進めるとともに、地域の関係機関との連携について、継続的に取り組んでいきます。

#### （5）小・中学部と高等部の連携

小・中学部と高等部・高等特別支援学校との連携をより進め、キャリア教育など、連携した教育を行いやすくしていきます。

## **(6) 教職員の人事交流の推進**

市立特別支援学校を県立移管し、地域の小・中学校と特別支援学校との人事交流を行っていくことで、地域の特別支援教育の推進を担う中核となる教員を育成していきます。

多くの教員の障害のある子ども等に対する理解が深まることにより、小・中学校の子どもに、「共に学ぶ」という考えが普及するようにしていきます。

## **(7) 県立移管に係る財産の取扱い**

市立特別支援学校に係る土地や建物等の財産関係については、これまで行ってきた県立移管の際の基本的な考え方と同様に、市の譲与（無償譲渡）を前提とした協議を行っていきます。

土地や建物を市が無償貸与して、県立特別支援学校として県が運営していく方法（運営の移管）についても設置市と協議していきます。

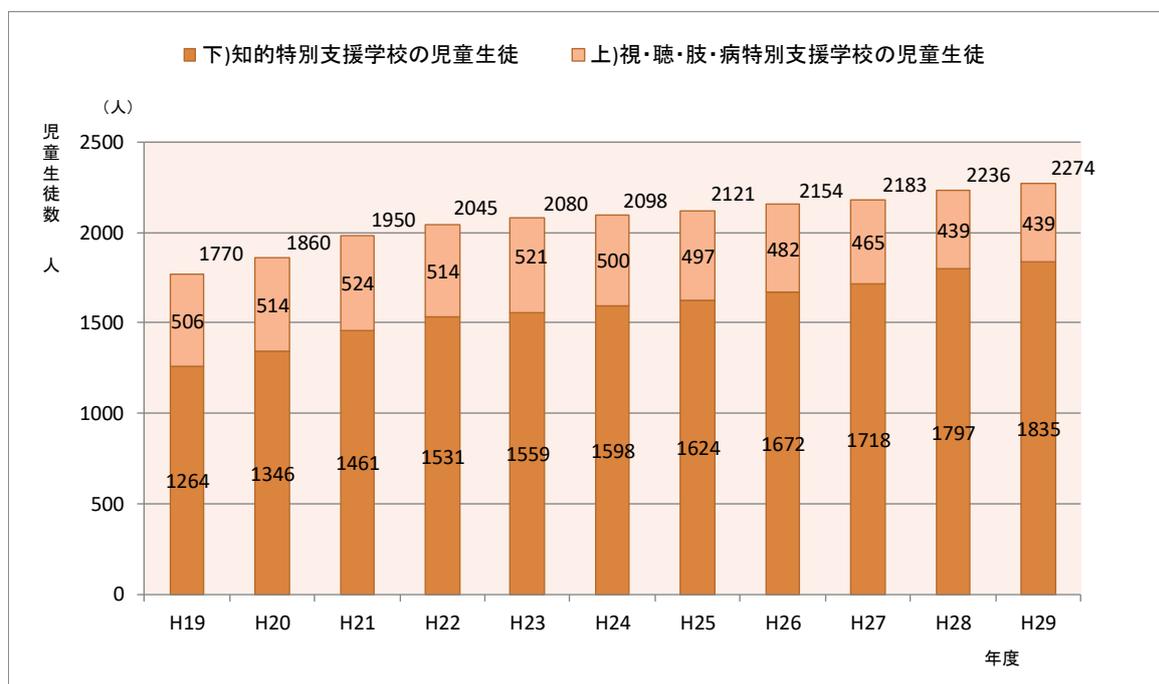
### 3 特別支援学校の再編等

#### 現状と課題

#### (1) 知的特別支援学校における児童生徒数の増加

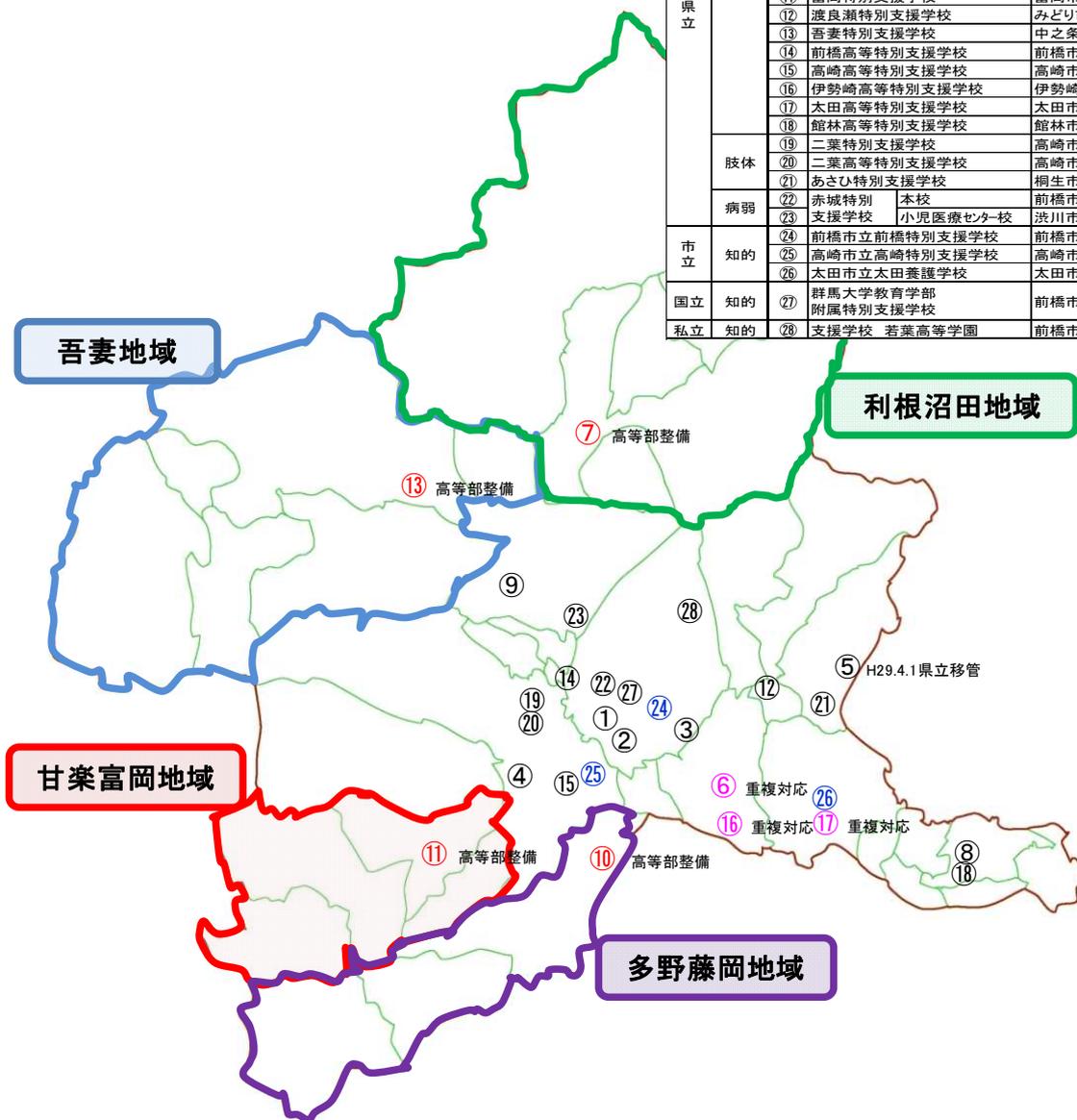
県内特別支援学校に通う子どもの数は、平成19年度から10年間で504名増加し、平成29年度には2,274名（グラフ4）となっています。知的特別支援学校では10年間で571名増加し、平成29年度は1,835名で、全障害種のうち80.7%となっています。視覚、聴覚、肢体不自由、病弱特別支援学校においては、横ばい又は減少傾向にあります。また、特別支援学校は、県立23校（視覚1校、聴覚1校、知的16校、肢体不自由3校、病弱(分校も含む。)2校)と市立3校、国立1校、私立1校（いずれも知的障害のある子どもを対象とする。）があります（平成29年4月1日現在、図3）。

グラフ4「県内特別支援学校の児童生徒数の推移」



○県内特別支援学校一覧

設置	障害種	No.	学校名	所在地	
県立	視覚	①	盲学校	前橋市	
		②	聾学校	前橋市	
	知的	③	しろがね特別支援学校	前橋市	
		④	高崎特別支援学校	高崎市	
		⑤	桐生特別支援学校	桐生市	
		⑥	伊勢崎特別支援学校	伊勢崎市	
		⑦	沼田特別支援学校	沼田市	
		⑧	館林特別支援学校	館林市	
		⑨	渋川特別支援学校	渋川市	
		⑩	藤岡特別支援学校	藤岡市	
		⑪	富岡特別支援学校	富岡市	
		⑫	渡良瀬特別支援学校	みどり市	
		⑬	吾妻特別支援学校	中之条町	
		⑭	前橋高等特別支援学校	前橋市	
		⑮	高崎高等特別支援学校	高崎市	
		⑯	伊勢崎高等特別支援学校	伊勢崎市	
		⑰	太田高等特別支援学校	太田市	
		⑱	館林高等特別支援学校	館林市	
		肢体	⑲	二葉特別支援学校	高崎市
			⑳	二葉高等特別支援学校	高崎市
	㉑		あさひ特別支援学校	桐生市	
	病弱	㉒	赤城特別支援学校	本校	
		㉓	支援学校	小児医療センター校	
市立	知的	㉔	前橋市立前橋特別支援学校	前橋市	
		㉕	高崎市立高崎特別支援学校	高崎市	
		㉖	太田市立太田養護学校	太田市	
国立	知的	㉗	群馬大学教育学部 附属特別支援学校	前橋市	
私立	知的	㉘	支援学校 若葉高等学園	前橋市	



注) 丸数字については、表中の学校の位置を示すもので、学校の数を示すものではありません。

○赤丸数字：高等部整備 ○ピンク丸数字：複数の障害対応(医療的ケア含む重複障害対応) ○青丸数字：市立特支

図3 県内特別支援学校の設置状況(平成29年4月1日現在)

## (2) 身近な地域への通学及び複数の障害への対応<sup>Ⅶ3)</sup>

より多くの障害のある子どもが身近な地域に通学できるようにするとともに、複数の障害への対応の充実を図るために、今後も引き続き県内の特別支援学校（分校・分教室を含む。）の配置及び整備について検討していく必要があります。

また、通学負担の軽減のための施策として、スクールバスの充実などにも取り組むことが必要です。

## (3) 高等部の検討

特別支援学校には、小学部、中学部を置く学校、高等部のみを置く学校、又は小学部、中学部、高等部のすべてを置く学校がありますが、義務教育段階にある小学部、中学部と、義務教育を終えた高等部では、その教育の目的が異なる部分もあります。そのため、小学部、中学部、高等部と一貫した教育については、その在り方などについて検討が必要です。

また、高等部を設置する特別支援学校及び高等特別支援学校については、各校の在り方や、県立学校としての役割分担の整理などのほか、寄宿舎が設置されている5校については、寄宿舎の在り方や老朽化対策、スクールバスと併せた通学区域などについて、児童生徒の動向にあわせた検討が必要です。

## **施策の方向**

### (1) 複数の障害に対応した特別支援学校の拡充

障害の重度・重複化への対応と通学負担の軽減のために、複数の障害種に対応した特別支援学校の拡充を図っていきます。

#### ア 知的障害のある肢体不自由の子どもへの知的特別支援学校への受入れ促進

知的障害を併せ有する肢体不自由の子どもへの知的特別支援学校への受入れを促進します。

#### イ 肢体不自由のある子どもへの通学負担の軽減

肢体不自由（単一障害）のある子どもへの病弱特別支援学校への受入れなど通学負担の軽減について検討します。

### (2) 高等部の在り方に係る検討

#### ア 高等特別支援学校と小・中学部に併設された高等部を持つ特別支援学校の在り方の見直し

県内の各地域で身近に通える高等部が整備された中で、高等特別支援学校と小・中学部に併設された高等部を持つ特別支援学校との在り方について検討します。

## イ 発達障害等を併せ有する子どもの指導・支援に係る調査・研究

発達障害等を併せ有する子どもに適した高等部の在り方について、他県における事例等の情報収集を行うなどして、調査・研究を行います。

### (3) 通学区域の見直し

前述の「1 未設置地域解消後の特別支援学校の配置及び整備」及び「2 市立特別支援学校の県立移管」の状況を踏まえ、通学負担の軽減や子どもが必要とする最も適切な教育の場を選択することができるようにするために、通学区域の見直しについて検討します。

### (4) 特別支援学校に通う児童生徒の通学対策

通学が困難な児童生徒のためなどの寄宿舎を維持しつつ、スクールバスの整備等により安全に通学できる環境整備を進めます。

特に、県内5校にある寄宿舎が老朽化している現状を踏まえ、持続可能で効果的な寄宿舎の役割・在り方について検討するとともに、スクールバスや上記「(3)通学区域の見直し」と併せ、抜本的な通学対策等の見直しに取り組みます。

### (5) 学習環境の整備のための施設・設備の充実

施設・設備の充実と学校施設のバリアフリー化を促進し、障害に配慮した学習環境の整備を進めます。また、知的特別支援学校における児童生徒数の増加に対応するために、校舎の増改築について検討します。特に教室不足の解消に取り組みます。

### (6) 特別支援学校がセンターとしての役割を果たすための環境整備

特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすために必要な環境整備として、既存の会議室等を有効に活用することに留意しつつ、地域の小・中学校や高等学校等の教員研修や連絡調整等を行うための研修室、小集団による多様な学習形態に対応できる多目的教室・自立活動室・プレイルームや、他校の子どもや保護者等が気軽に立ち寄ることができる相談室などの整備について検討します。

---

## 【注釈】

Ⅶ1) 「特別支援学校の整備に関する実施方針」とは、平成29年3月に県教育委員会事務局（管理課・特別支援教育課）が策定したもので、第1期の群馬県特別支援教育推進計画に基づく施策のうち、今後早急に取り組むべきことを示したものの。

○ 施策の方向

1 小学部から高等部段階まで身近な地域で学べる環境の整備

高等部が未整備の沼田、藤岡、富岡、吾妻特別支援学校に高等部を開設し、身近な地域で学び、地元の事業所や施設との連携を図った職業自立を目指した教育ができる環境を整備するため、平成30年4月から高等部生徒を受け入れるとともに、早期の体制整備を目指すもの。

2 複数の障害に対応した特別支援学校の拡充

知的障害を併せ有し、医療的ケアの必要な肢体不自由のある児童生徒受入れについて、全県的な視野から受入体制の整備を進めるため、29年4月から伊勢崎特別支援学校、30年4月から伊勢崎高等、太田高等特別支援学校で受入れ開始を目指すもの。

3 特別支援学校に通う児童生徒の通学対策

スクールバスの整備等により安全に通学できる環境整備を進めるもので、二葉・二葉高等特別支援学校のスクールバス購入・プラットホーム整備に取り組むもの。

Ⅶ2) 主な通学先は、二葉特別支援学校及び二葉高等特別支援学校、あさひ特別支援学校であるが、障害の程度等によっては受け入れている学校がある。

平成29年度では次のとおり。

二葉特支37名、二葉高等特支14名、あさひ特支9名、伊勢崎特支1名、沼田特支4名、館林特支3名、藤岡特支2名、富岡特支1名、吾妻特支1名

Ⅶ3) 公立特別支援学校の設置については、設置条例において規定される。いかなる形態の特別支援学校をどのように配置していくかについては、設置者である都道府県等において、地理的な状況や各障害種別ごとの教育的ニーズの状況など、それぞれの地域の実情に応じて判断することになる。

平成18年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年4月施行)」の成立を受けて、平成18年7月に目された文部科学事務次官通知「特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正について(通知)」では、「児童生徒等ができる限り地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること、同一の障害のある児童生徒等による一定規模の集団が学校教育の中で確保され、障害種別ごとの専門的指導により児童生徒等の能力を可能な限り發揮できるようにすること等を勘案しつつ、児童生徒等の障害の重複化への対応という今般の制度改正の趣旨を踏まえ、可能な限り複数の障害種別に対応した教育を行う方向で検討されることが望ましいこと」とされた。

---